

# 第22回ニセコ町都市計画審議会 開催結果

## 1. 書面表決書の集約結果について

提出期限の2月4日までに、委員8名中8名の提出がありました。

## 2. 議案の議決について

議案第1号「ニセコ町景観条例の一部改正について」

承認8名 非承認0名

委員の過半数を超える承認により、議案は承認されました。

## 3. 寄せられた意見等

・「その他、検討事項」についても先進が必要と考えますのでよろしく願いいたします。

・景観条例第30条の説明会の開催に関する条文は「関係住民等の理解を得るため」という目的が記されていますが、今回改正される事業計画の事前公開に関する条文にはその目的が記されていません。なにを目的としてこの項目を定めるのかわかる条文にしないと設計者はどのタイミングで何を公開するか判断ができないのではないのでしょうか。30条の住民説明会は事業者が開発事業について住民の理解を求めるような1方向の形になっていますので、28条において、住民の暮らし(景観、環境)に対する理解を事業者に求める形にするのが適切だと思います。

**※ご意見を踏まえ、一部条文の改正内容を変更いたしました。**

変更箇所: 資料2～資料4

第28条の2 条文

(変更前)開発事業者は、開発事業の計画構想段階において、関係住民等に対し当該事業の内容を公開するよう努めるものとする。

(変更後)開発事業者は前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等の相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。